資料4

公正取引委員会の取組について

下請法運用基準、独占禁止法Q&Aの改正 （令和4年）

➢公正取引委員会は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえ、下請法運用基準を改正し（令和４年１月）、また、独占禁止法Q&Aを改正した（令和４年２月）。

独占禁止法Q＆A

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、 価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

最近の取組①　下請法の令和5年度重点立入業種の選定

下請法の重点立入調査の対象5業種（※）に、令和4年度に引き続き、道路貨物運送業を含める（令和5年5月）。

☆協議を経ない取引価格の据置き等が認められた事案について下請法上の勧告又は指導を迅速・積極的に実施。

※「令和５年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に基づく取組として、令和４年度における下請法上の「買いたたき」の処理状況等を踏まえ、令和５年度の重点立入業種として、情報サービス業、**道路貨物運送業**、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の５業種を選定。

最近の取組②　荷主と物流事業者との取引に関する調査

令和4年度の荷主と物流事業者との取引に関する調査結果等を公表（6月1日）。

☆過去の書面調査等の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案等について、**荷主101名に対する立入調査を実施**。これらの結果を踏まえ、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった**荷主777名に対して注意喚起の文書を送付**（※）。

※送付先の上位３業種：農・水・林産物等の協同組合、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、化学工業

☆注意喚起を受けた荷主の行為のうち「買いたたき」が246件（注意事例↓）

・物流事業者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議せず据置き
・運賃値上げ交渉に応じず、30年ほど前の運賃表に基づく内容で毎年契約更新して運賃を据置き
・大型トラックでなければ積載困難な量の貨物の運送を委託したにもかかわらず、中型トラックの運賃を一方的に適用

詳しくは
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230601_r4buttokuchousakekka.pdf

最近の取組③－１　独占禁止法の優越的地位の濫用に関する特別調査

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の価格転嫁が適切に行われているか等を把握するため、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する特別調査を実施。

☆対象：事業者　１１万名超（令和5年5月に調査票を発送）
☆調査対象期間：令和4年6月～令和5年5月末
☆**発注者・受注者の両面**の取引について調査
☆コスト構造において**労務費が占める割合が高い業種に重点**を置いて実施
☆令和４年の緊急調査で注意喚起を受けた事業者のその後の取組状況も確認。
☆取りまとめ：令和５年内を目途

詳しくは
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/230530_tokubetsu.html

最近の取組③－２　発注者向けの更なる特別調査の実施

独占禁止法の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の価格転嫁が適切に行われているかなどを把握するための更なる調査（特別調査）を実施中。

その一環として、令和５年８月３1日付けで、発注者の立場となる事業者に調査票を発送済み（令和５年９月２２日回答〆切）。